

新潟家庭裁判所委員会(第17回)議事概要

新潟家庭裁判所委員会

第1 日程等

1 日時

平成23年11月28日(月)午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所

新潟家庭裁判所大会議室

3 出欠状況

委員の出欠状況は、別紙のとおり

4 傍聴者

なし

第2 議事

1 少年事件における被害者傍聴制度の運用状況と在り方について(意見交換)

意見交換に先立ち、裁判所出席者が、パワーポイント及び配布資料により、まず、少年審判の被害者配慮制度のうち、①事件記録の閲覧・謄写制度、②意見陳述、③審判結果の通知、④審判状況の説明の4つの制度を説明の後、被害者傍聴制度を説明した。

なお、制度が開始された平成20年12月15日から平成23年10月31日までの間、新潟家庭裁判所管内で審判傍聴の申出があり、実施した件数は4件であったことを報告した。

(委員長)

ただいまの説明に関して、質問や意見はありませんか。

(学識経験者委員A)

制度開始から少年審判が何件あり、そのうち何件の傍聴の申出があつて、

何件が許可されたのか、具体的な数字はわかりますか。

(裁判所出席者)

具体的な数字は把握していませんが、申出件数は極わずかです。なお、全国的には、平成23年9月30日現在では201件が許可されたということですが。

(学識経験者委員H)

新潟家裁管内での傍聴対象事件の件数は何件ですか。

(裁判所出席者)

概数になりますが、平成23年1月から同年10月末までで8件、平成22年は4件、平成21年は5件になります。そのうち申出があった件数は4件で、全て認められています。

(法曹委員L)

その4件のうち、被害者傍聴人に付添人が付いていたのは何件ありましたか。それと、具体的に対象事件が起きたときに、被害者等に対しどのようにして被害者傍聴制度等があることを周知しているのですか。

(裁判所出席者)

まず、4件のうち1件に被害者付添人が付きました。また、被害者配慮制度を利用する場合、事件記録等から審判傍聴の希望が判明する場合は、直ぐにリーフレットを被害者等へ送付しますし、一定の重大事件に関しては、家庭裁判所調査官が被害者調査を行う際に、リーフレットを調査期日通知書と併せて送付する扱いをしています。

(委員長)

捜査段階でもいろいろな配慮がなされていると思いますが、警察や検察庁では被害者傍聴制度等についてどのように説明をしているのでしょうか。

(法曹委員J)

検察庁では捜査段階で事情聴取する際に、制度の説明を行い、具体的に裁判所のどの部署に連絡するのも伝えていきます。

(委員長)

検察庁の段階で傍聴希望の申出がある場合もあるのでしょうか。

(法曹委員 J)

あります。その場合、傍聴の申出自体は裁判所に申し出ることや、裁判所の担当部署等を伝えて、必要であれば、裁判所へ同行することもあります。

(委員長)

警察では、捜査段階でも、説明するようなことはあるのでしょうか。

(学識経験者委員 E)

事件に携わっていないので何とも申し上げられません。被害者傍聴制度について私の考えを言えば、冒頭の説明で、審判に臨む少年の内省が深まる可能性があるという説明がありましたが、それも一つの考えだと思います。しかし、幼児期に虐待経験のある少年の中には、人の痛みが分からない少年もいると聞いています。そのような少年が殺人等の大きな事件を犯したときに、何を反省すればいいのか分からない、と答える少年がいると聞いています。それで被害にあった遺族が傍聴に来ると聞いたところ、それを利用しようと考えて、反省していると言いかねない、傍聴制度を逆に利用しようとする少年もいて、それが審判に影響を及ぼすのではないかとということも考えて、被害者傍聴制度を考えるべきではないかと思います。

(裁判所出席者)

少年に対する調査を行うに際しては、家庭裁判所調査官が被害者の声を少年に分かりやすく、伝わりやすく、ということを中心に心掛けて、少年の内省に繋がるような言葉かけを工夫しています。少年自身に委員の指摘するような言動があれば、再度向き合うための時間を持つなどして、少年の内省に繋がるような働きかけをしていきます。

(学識経験者委員 B)

被害者家族や被害者本人に、少年審判は裁判官の少年への教育の場であること、傍聴する際には少年の内省に繋がるように、それに沿った意見や発言をしてもらいたい、という細かい配慮はなされているのでしょうか。

(裁判所出席者)

少年審判の特性を説明し、被害者の方にも理解が得られるように話をした上で、審判に臨んでもらうようにしています。リーフレット等による説

明だけでは不十分な場合には、家庭裁判所調査官による被害者調査の際に説明するか、あるいは書記官から手続きの説明をしてもらうなどして、被害者の理解を得られるようにしています。

(委員長)

被害者にとって、審判の傍聴をすれば満足するということではなく、かえって少年の態度によっては、被害者の受ける傷が深まるということもあり得るわけですが、実際に被害者傍聴をした4件について、被害者側からの声は聞けたのでしょうか。

(裁判所出席者)

被害者調査の際に、家庭裁判所調査官が聞いた被害者の声を紹介すると、当初から被害者に対する情報提供と細やかな配慮をしてもらい大変よかった、審判に臨むときの準備、心構えを事前に説明してもらっていたので、冷静、穏やかに審判の場に臨めたという声がありました。実際に担当した事件でも、審判の場で一生懸命自身の心情を話して、少年にも表情等に一定の効果がみられたのである程度満足できた、と後で感想を聞きました。

(法曹委員J)

通常の刑事裁判でも被害者参加制度がありますが、なかなか遺族、被害者が納得しないところがあり、少年審判は刑事裁判とは違うと事前に説明しても、少年に対して配慮がなされていること自体が、被害者家族から見れば納得できない、という意見があるのが現実だと思います。

(学識経験者委員I)

平成23年の傍聴対象事件は8件ということですが、どういう事件が対象事件になるのでしょうか。リーフレットには、「検察官等から事件が家庭裁判所に送られます。」とありますが、検察官が決めるのでしょうか。

(法曹委員J)

少年事件については、検察庁は全件送致することになります。審判に付するかどうか、その先は裁判所が決めることになります。

(委員長)

全件検察庁から送致されてきて、その中で裁判所では、事件によって、審判を開かない段階で、いろいろな働きかけをしてそれで十分だ、という

ことなら審判を開かないで終結する場合もあるし、罪質、被害の状況、少年の非行歴等を考えて、審判を開いて処分を決めるということもあります。
(学識経験者委員 I)

裁判所の判断について、被害者から不満等を聞いたことはないのですか。
(委員長)

被害者傍聴制度の適用のある事件とない事件があるわけですが、適用のない万引きのような事件で、審判不開始で終わったような場合に、それに対する不満等を言えるかどうか、ということですか。

(学識経験者委員 I)

その過程を知ることはできるのでしょうか。

(委員長)

被害者配慮制度の中に、審判結果の通知がありますが、その対象事件はどのようなものなのでしょうか。

(裁判所出席者)

被害者のある事件で、被害者からの問い合わせがあれば、結果を通知します。

(学識経験者委員 H)

被害者配慮制度の中の意見陳述について、教育的な配慮をしながら処分をしていくという手続きの一つの位置づけとして運用していこうとするのか、あるいは被害者側への配慮を第一であると考えているのか、どちらなのでしょう。

(委員長)

被害者側の権利を保障するという面もあるし、一方、少年の健全な育成という審判の目的もあるので、そのバランスは難しいと思います。

(学識経験者委員 H)

被害者が傍聴したり、意見陳述をするというのは、一種の被害者感情の緩和という側面もあると思いますし、また、その一方で、少年の前で被害者の話を聞かせるというのは教育的な側面もあると思うのですが、この制度の主たる目的がどこにあると考え、運用していくことになるのでしょうか。また、例えば、永山事件の被害者の中には最後まで少年に心を開かな

かった被害者と、ある程度理解をするような被害者が出てきましたが、いわゆる修復的手法と言われる被害者と加害者の相互理解を深める一環として傍聴や意見陳述を考える必要があるのでしょうか。

(法曹委員L)

当時の立法趣旨を見ると、被害者は加害者が裁かれる手続きに参加するべきである、情報を与えるべきである、という被害者側に対する情報公開や被害者側の気持ちに答えるべき制度として作られているというのが事実だと思いますが、その運用によっては少年の内省や更生に使える制度だと私は思っています。運用の仕方によっては、逆に厳罰化に繋がるかもしれませんが、それは日弁連としては反対しています。被害者の声を聞く機会というのはそれほどないので、傍聴や意見陳述をしてもらい、少年が自分の犯したことの重大さを認識してもらうように運用をしていくべきであると弁護士は考えています。

(学識経験者委員H)

今の意見は少年側の見方だと思うのですが、被害者が審判を傍聴した際に、非常にショックを受けるケースもあると思うのです。そうすると、審判が終わってしまえば、裁判所は何のケアもできないので、制度の運用にあたっては、他の機関と連携をしておかないと被害者は嫌な思いをするだけで、何のために裁判所に出てきたのか、ということになりかねないと思うのです。

(委員長)

審判終了後の被害者へのケアを裁判所側ですするというのではありません。

(法曹委員L)

被害者側が希望して手続きに参加しているわけで、被害者の心のケアというのは社会全体で取り組んでいくことだと思います。裁判員裁判のように強制的に事件に関わらされるものについては、裁判所のほうで主体となってやらないといけないと思いますが、希望して手続きに参加しているので、裁判所オンリーでやることではないと思います。

(学識経験者委員H)

被害者側のケアについては、裁判所の現在の仕組みの中では無理だと思

いますが、そうであれば、事前に傍聴したり意見を陳述した場合どうなるか、ということ事前にインフォームドしておく必要があると思います。事前に家庭裁判所調査官が説明するようですが、被害者側のケアなどを含む仕組みをどのように用意しておくか、明確にしておくことが大事ではないかと思います。

(委員長)

事前に、被害者調査等で制度を説明する際に、マイナス面の説明をすることはあるのでしょうか。

(裁判所出席者)

「こんなことだとは思いませんでした。」とならないように、自分たちが経験したことも踏まえて、なるべく被害者に再び心理的負担をかけないように説明しますし、聞かれた質問には丁寧に答えています。

(学識経験者委員D)

傍聴が認められる事件というのは、傍聴をしなくても記録を閲覧できるような事件なののでしょうか。

(裁判所出席者)

少年や関係者のプライバシーに深く関わるものを除いては、原則として閲覧やコピーができます。

(学識経験者委員D)

記録の閲覧をすればプライバシーという問題も生じないと思うのですが。

(裁判所出席者)

プライバシーに深く立ち入る場合には、一時退室という制度もあるので、その手法を取ります。

(学識経験者委員D)

被害者は知りたいという一方で、少年への影響を排除するという事ならば、別室でテレビモニターで見るといような運用はしているのでしょうか。以前見た少年審判廷だと、大分狭くて、被害者と少年の距離が3～5メートルだったと思うのですが、10メートルくらいあれば、客観的に普通の裁判所の傍聴のようにできるのではないのでしょうか。そのような配

慮はあるのでしょうか。

(委員長)

別室においてビデオのようなもので審判の様子を見るということはありません。

(裁判所出席者)

少年審判の審判傍聴は施行後3年経過したら見直すということになっており、別室からビデオのようなもので見るシステムもあり得るのではないかと、という議論があることは、聞いたことがあります。

(委員長)

新潟家裁の少年審判廷においては、被害者と少年の距離は近くなりますが、関係者の人数等によっては、少年審判廷ではなく通常の法廷で行う場合もあります。

(法曹委員L)

我々が当初心配していたのは、部屋が狭くて、息遣いが聞こえるようなところで少年が萎縮してしまわないか、ということと、裁判官の心証が厳罰化に向かわないか、ということでしたが、実際に行って、裁判所としてはどのように考えていますか。

(委員長)

厳罰化はないと思います。

(法曹委員L)

被害者がいることによって、少年が喋らなくなったことはありますか。

(裁判所出席者)

新潟では件数が少ないので、実際の経験から申し上げられませんが、全国的に見れば、そのような危惧が当たっているような事例がないわけではないと聞いています。それで、一時退室については、適切な運用をすることになります。

(委員長)

被害者側の要求に配慮し、一方、少年の健全育成ということもあり、これらをどう調和させるか、というのは難しい問題だと思います。

2 新潟における家庭裁判所と他の機関との連携について（意見交換）

意見交換に先立ち、裁判所出席者が、パワーポイント及び配布資料により、①各機関との連携の実情、②協議会等の開催、③課題を説明した。

(委員長)

本話題事項に関連して、委員の方からも御提案（少年の再犯防止に果たす家裁の役割）をいただいていますので、その趣旨説明をお願いします。

(学識経験者委員E)

数多くの少年が補導されていますが、その大半が不処分あるいは審判不開始という審判結果で社会に戻ってくるわけですが、期待に反して、かなりの割合で再犯、特に凶悪・粗暴な犯罪になればなるほど再犯率が高くなっていると記憶しています。万引きなどの比較的軽微なものについても、無視できないほどの再犯率になっています。そういうことで不処分、不開始の少年をそのまま地域に戻すことでいいのか、地域に戻すときに何らかの働きかけができないか、それによって再犯率が下げられないか、ということ、提案をしました。

(学識経験者委員B)

家庭裁判所が再犯防止に向けて行っている教育的措置というのは、個別面接型であれ講習・集団型であれ、どのタイミングで、どのくらいの頻度で行われているのでしょうか。また、教育的措置ということなら、保護司や児童委員、民生委員等に広報や参加の促しが必要だと思うのですが、それはどのように行われているのでしょうか。

(裁判所出席者)

簡易送致事件を除き、原則として全件、少年や保護者に何らかの調査を行っていますので、調査を行う限りは、調査面接において指導を行っています。集団処理するものについては、盗みを振り返る講習だと自転車盗と万引きを併せて年間14回程度、月1回程度になります。社会奉仕活動の一つである清掃活動になると季節の問題もあるので年数回になります。それと他との連携ということですが、秘密の保持という観点から制約があり、広く一般市民から人から参加してもらおうということができず、家庭少年友の会の会員に現在は役割を担ってもらっているのが実情です。

(学識経験者委員B)

参加してもらうことには限度があるにしても、こういうことをしているというPRはどのようなのですか。

(裁判所出席者)

広報に関しては、裁判所側から説明に出向くというのは難しいのですが、中学校教諭等とは協議会など様々な機会があるので、その際に説明はしています。

(学識経験者委員A)

教育的措置というのは、法令、条例に基づく仕事なのか。あるいは、裁判所職員のボランティアなのか、どちらでしょうか。

(裁判所出席者)

法律の根拠に基づいて、家庭裁判所として処分を決める際に、教育的措置として家庭裁判所調査官等が職務として行っているものです。

(学識経験者委員A)

処分を決める前に行っているのですか。

(裁判所出席者)

決める前です。処分を決める審判手続でも、同様の措置を取りますが、処分の後ということはありません。

(学識経験者委員G)

児童相談所にも非行相談ということで、年間百数十件はありますが、大半の少年には家庭環境の問題があり、その少年自身に働きかけるのも大事なことです。家庭をサポートする観点で働きかけができないか、家庭裁判所にもその観点でサポートしてもらえれば、と思います。

(委員長)

非行防止という観点で連携するのにどのようにして家裁が関与できるか、という課題もありますが、それも含めて、良いアイデアがありましたらお願いします。

(学識経験者委員F)

犯罪者の多くが知的に問題があるという報道を見たことがありますが、少年においても同様の傾向があるのでしょうか、また、精神科医の診断や連携はどのようになっているのでしょうか。

(裁判所出席者)

少年鑑別所に入る少年については、鑑別所で知能検査を行います。平均より下の少年が圧倒的に多い、という結果が出ています。また、精神科医との連携については、家庭裁判所から連絡を取るということは必須にはなっていませんが、発達障害等の情報が保護者や学校、警察等から入った場合には、担当医に照会する場合があります。最近では、警察等からそのような情報に関する資料を捜査資料として作成してもらえらることも多いので助かっています。

(学識経験者委員G)

知的障害や発達障害が直接犯罪に結びついている、というようには認識していません。二次障害であると認識しています。二次障害というのは、人から馬鹿にされたり、生きづらさを抱えている中で、二次的に犯罪や触法に現れると認識しています。その中で、少年を支える地域での生活が大事ではないかと考えています。

(学識経験者委員E)

例えば、今回は審判不開始、不処分だけれども、当分の間、保護者と一緒に保護観察所に通うように、というように、最終的な処分を言い渡すときに、何らかの機関に継続するような言葉を添えてもらえないものですか。そうすれば、ある程度、家庭裁判所を離れた後でも、他の機関で継続して振り返る機会ができると思うのですが。

(裁判所出席者)

終局処分は法律で決まっているので、処分の一環としてはできません。実効性についても、強制力がないので不確かだと思います。

(学識経験者委員H)

処分の決まる前の他機関との連携は分かるのですが、不処分になった後の連携について、現行の制度の下でどれくらい考えられるのか、という疑問があります。家庭裁判所が一切関わらないということになって、事件が終わってしまったら、後は、少年友の会のようなものがサポートする他はないと思います。しかし、少年友の会に不処分等の情報を伝えてもいいのか、それも法律上問題があると思うので、制度の問題と実際の運用の問題

についてギャップがあり、それをどう埋めていけばいいのか、難しいと感じていました。行政機関がうまく引き継ぐということはできないのですか。

(学識経験者委員G)

児童相談所は行政機関ですが、家庭裁判所が児童相談所送致にすれば関与します。児童虐待については、例外的に介入的なアプローチはしますが、警察や学校、保護者から相談が来た場合はいいのですが、相談意欲がないような場合には相談所として介入は難しいと思います。

(委員長)

児童相談所は児童相談所として、家庭裁判所ではない他の機関との連携があるでしょうし、警察は警察で、少年院は少年院でそれぞれ他の機関との連携があるのでしょうか。児童相談所は具体的に家庭裁判所でない他の機関との連携があるのでしょうか。

(学識経験者委員G)

平成17年から、非行だけでなく、虐待や障害のある児童を対象とした要保護児童対策地域協議会があります。学校、警察、役場、民生委員、保育所などで構成されている市町村単位の法定の協議会であり、守秘義務も課せられたものです。

(委員長)

警察は裁判所の他にどこかの機関と連携しているということはあるのですか。裁判所で処分が出て社会に戻った後に、あるいは送致の前に、地域と連携して何かするようなことはあるのですか。

(学識経験者委員E)

少年が中学生や高校生なら学校との連携が考えられます。最終的な少年の受け皿は家庭になるので、父母と繋がりを持つように努力はしています。

(委員長)

裁判所としては、係属中ならある程度関与できるのですが、裁判所の手を離れると、どこかと連携するということが難しくなります。他に裁判所はこういう機関と連携したほうがいいのではないかと、というアイデアがあるのでしょうか。

(学識経験者委員G)

少年友の会の会員数は、新潟ではどれくらいなのでしょう。

(裁判所出席者)

300人くらいです。各地域にある程度の人数がいて、その中でも実際に活動している会員と趣旨に賛同している会員に分かれています。調停委員の任期を終了した会員が多いので、臨機応変に対応してもらっています。

(学識経験者委員C)

少年友の会の会員ですが、実働をしていないので、多くの事情は分かりませんが、聞いている範囲では、まだあまり期待をしてもらっても困る、という段階です。また、秘密の保持という問題もあるので、裁判所から提供される情報は限られたものですし、少年事件を担当する専門家でもないのです。不安を感じながらの活動と言ってもいいかもしれません。少年の心理というのは単純なものではないので、自分たちが良かれと思って関わったことが、本当に少年にとってプラスになるのか、という問題があるので、活動できる範囲は限られていると思っています。

2 次回の話題事項

(委員長)

次回の話題事項については、協議の上、「家庭裁判所と災害について」協議することに決定

第3 次回期日

平成24年6月18日(月)午後1時30分から午後3時30分まで

(別紙)

家庭裁判所委員会出席者及び欠席者

1 委員

(1) 出席者

委員長	高野芳久
学識経験者委員	稲田裕之
同	吉川美貴
同	小池泰子
同	小林敬
同	佐々木優共
同	佐藤たづ子
同	田代健一
同	南方暁
同	宮島英雄
法曹委員	田代政弘
同	三上乃理子
同	三部正歳

(2) 欠席者

学識経験者委員	富山道郎
同	渡辺隆

2 委員以外の裁判所の出席者

裁判官	寺村隼人
首席家庭裁判所調査官	佐藤祐一
家事首席書記官	寺尾順治
少年首席書記官	山本嘉
次席家庭裁判所調査官	中儀昌宏
事務局長	川目治
事務局次長	柳谷守昭